

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第71回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和6年3月13日（水）13：00～16：00

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、岩船委員、松村委員、大橋委員、松橋委員、原委員、四元委員、牛窪委員、村松委員

＜オブザーバー＞

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 山本理事・事務局長、電力・ガス取引監視等委員会 新川事務局長、日本卸電力取引所 金本理事長

＜経済産業省（事務局）＞

小川電力基盤整備課長、筑紫電力産業・市場室長、福田ガス市場整備室長、中富電力基盤整備課電力供給室長

議題

- （1） 電力小売全面自由化の進捗状況について
- （2） 電力システム改革の検証に係るヒアリング ～小売全面自由化～

配付資料

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 資料1 | 議事次第 |
| 資料2 | 委員等名簿 |
| 資料3 | 電力小売全面自由化の進捗状況について |
| 資料4 | 電力システム改革の検証に係るヒアリング事務局提出資料～小売全面自由化～ |
| 資料5 | 電力システム改革の検証に係る意見の概要（①小売全面自由化に関するもの） |
| 資料6 | ヒアリング資料（ENECHANGE 城口 CEO） |
| 資料7 | ヒアリング資料（大阪ガス 坂梨常務執行役員） |
| 資料8 | ヒアリング資料（パナソニックオペレーショナルエクセレンス中尾総括担当） |
| 資料9 | ヒアリング資料（au エネルギーホールディングス 中桐社長） |
| 資料10 | ヒアリング資料（東京電力エナジーパートナー 長崎社長） |
| 資料11 | ヒアリング資料（再エネ推進新電力協議会 三宅代表理事） |

議事要旨

(1) 電力小売全面自由化の進捗状況について（資料3）

(2) 電力システム改革の検証に係るヒアリング ～小売全面自由化～（資料4～11）

●委員コメント：

- ・自由化の中でたくさん課題を抱えていて、色々な事業者からも課題の提起があったが、それぞれ検討しなければいけない重要な課題が指摘されている。自由化以降、多くの色々な変化があって、課題もあるけれども、新しいイノベーションの芽も出てきている。
- ・東電 EP が最大の小売事業者でもあるが、資本金がその1万分の1の自治体電力みたいなところと、東電といった巨大なところが今競争しているこの状況というのが意味特殊。単なる量ではなくて、多様な価値を実は大きいところも小さいところも提供していると思う。東電の場合は、火力が中部電力と一緒にあって、JERAになっており、電力を調達する部分もかなり多いと思う。相対調達したら今、足元は市場が安くなって、本当は市場を多めにした方がポートフォリオ上安くなるが、高騰したら困るので大変とご苦労の様子が伺われた。東電だけではなく、他の旧一般電気事業者も輸入相手国のリスクを含めて、リスク管理をしなければいけないこともあり、小さな自治体電力でも同じようにポートフォリオでリスク管理する。同じ手法を使って、ある種リスク管理をしているのが、今の市場の特性ではないかと思う。
- ・自由化以降のシェアの変化や多くの事業者からお話があったが、単なるシェアの変化とかそういうことではない価値がこの自由化以降生まれている。カーボンニュートラルに向けて、お客様向けに積極的に再エネ電源、グリーン電力を含めて、提供しており、お客様もそれを重要として、新しい価値が取引されている。単に電気料金であるとか、単にシェアが上がったとか下がったとか、それ以外のところですでに多様な価値を求めて、実際の市場は、専門家の意見を踏み越えてそれより先に進んでいるということをお我々専門家も実体の意味を含めて認識しなければいけない。
- ・それから災害の時には、ガス事業者含め多くの電気事業者も大震災の時にはキャラバンを組んで助けに行くと、あまり報道されないが、レジリエンスのために多くの事業者が努力していると、このこともまた単なる電気料金ではない価値であると思う。
- ・多様なアプリに別の付加価値を入れているというお話もあった。地域を見ていると、単に電気料金を安くするのではなく、例えば地域で、高齢者の方の健康を増進のために電力会社が健康体操を集めてやる、それからいわゆる見守り価値を電力のサービスに合わせて展開するとこともご承知のように行われており、それから物流宅配に対して、これ小さいところだけではなく多く旧一般電気事業者さんも含めてドローンを使った宅配事業、過疎地における物流への参画ということもある。付加価値というのは、キロワットアワーあたり2円とかそれぐらいしかないのに、料金を下げるのもいいけど新たな付加価値を生み出す方向に今後、自由化の果実をその方向に大も小も努力していただければというのが私の意見。

●委員コメント：

- ・東京電力の要望事項①で、電気事業に関わる事業者が公平に費用を負担する記述があったが、具体的にどんなことをすればいいかを教えていただきたい。

○ゲストコメント：

- ・具体的には長期的に必要とされる電源は、エネルギーセキュリティ上もあると思うが、その建設コストも大きくて、投資改修の予見性がなかなか立ちにくい。しかし、国あるいは社会としては必要な電源なので、電源に十分な投資が行われて、小売電気事業者としても調達ができる制度設計をお願いしたい。小売も負担するが、電気事業に関わる事業者、発電送配電など全体でどういう公平の仕組みが1番理想的かを制度の議論としてやっていただきたい。

●委員コメント：

- ・小売事業者から色々なご要望いただいたので、反映できるところとできないところあると思うが、どんなご要望があったかをしっかりまとめていただけないか。
- ・エネチェンジ様からは小売事業者の罰則強化の話とかもあり、これは監視委でも非常に参考になるお話かと思った。非化石価値の国際ルールとの擦り合わせ等、非常に重要な論点が出たと思ったのでここは丁寧にまとめていただきたい。全体としては経過措置の問題は大きいかなと思う。ここは解除できるのか、解除できないならどういうやり方があるか。あとは市場価格のその調整の反映ができるのか、審査の短期化とか、ここは国として真正面で議論するときに来ているのではないか。
- ・最後1点。エネチェンジ様にご質問だが、最後イギリスのご説明あったと思うが、罰則強化の話はすぐ参考にするべきかと思った。イギリスも聞こえてくるにそんなにいい話ばかりでもない気もしていたが、イギリスの動きは評価しているのか聞きたい。

●委員コメント：

- ・事前に意見を募ったものも含めて、包括的なところを2点申し上げたい。1つは、経過措置料金の点。寄せられた意見の中では、弊害のことを強く主張している意見ももらった。弊害の面の解決方法として、経過措置の解除判断基準に照らして、今解除できる状況にあるかと検討を定期的に行っていたわけだが、なかなかそこには到達しない。規制料金継続が今までの議論だったかと思うが、またこれだけ弊害の話が持ち上げられるともう少し踏み込んだ議論になるかと思う。ただ、経過措置の解除となるとルールを見直すのかとかそれが競争なき独占につながるかといった市場からの不信感を招きかねないので、もう1つの方法、その価格の柔軟な改定で、燃調の上限撤廃であるとか、コストが適時適切に反映される仕組みとかをもう1つ踏み込んで検討する時が来たかと実感。ただ、その際には需要家、消費者の方々における負担も考えて、激変緩和の方策で、コストの上昇時だけではなくて、下降時の還元というのもあるので、一方的ないいところ取りではないと踏まえて、検討すべきであり、最終供給保障の話もどうしてもセットで出てこざるを得ないかなと思う。
- ・もう1つは供給力確保における小売事業者の果たす役割の観点で、本日の皆様のプレゼンお伺いしていた。パナソニックさんからは需要家として発電事業者と一体となって再エネ電源の追加投資への取組を伺ったし、小売事業者として仲介するケースとして、東電EP様、大阪ガス様、オフサイトPPAとのお話もいただき、auリニューアブルエナジー様からは自社グループ内での発電投資といったところをご説明いただいたが、いずれも大規模事業者ということもあるが、需要と発電を長期相対契約でつなぐことによって、発電事業者が一方的にリスクを負った形での投資ではなく、リスクを一定程度分散しながら、投資を進めていくところに小売事業者が関わることで、供給力の確保に努めている

という実態がよく見て取れた。

- ・少し前に自己託送の話とかもあげられたが、その動きを後押しする形で制度を自己託送やオフサイトPPA など様々なものを提供されているので、制度の趣旨を正しく踏まえた上でご利用されるところが国としても必要だと思う。
- ・発電事業者、需要家のつながりだけでなく、系統の整備コストも含めた立地誘導で送配も入った取組ができる系統のコスト削減にもつながるのかなと思う。
- ・公平性の確保の問題はあると思うが、この視点も必要。先ほど長崎様にご質問した要望の点だが、事業者での分担のお話をいただいたが、最終的には需要家に負担いただくことにならないと、事業自体が成り立たないと思うので、小売事業者がきちんと転嫁する仕組みを後押ししていく必要があると思う。そこで得られた資金が必要としている発電事業者まで、資金が回る仕組みも合わせて必要か。

●委員コメント：

- ・消費者の立場から、感想と質問が1点。感想だが、今後、消費者が考えるべきポイントを示し、エネチェンジさんとパナソニックさんのお話が大変わかりやすかった。パナソニックさんの問題点として挙げられていた自由化の複雑さ、制度で仕組みが分かりにくいところで、例えば、コスト、環境性、安定性のニーズについて、小口需要家として比較検討できるような何かわかりやすい仕組みが必要かと思った。
- ・またエネチェンジさんの4つの提言改革に向けて3つ提言されていたかと思うが、こちらも大きな仕組みだけでなく、改めて現在の問題点を検討するところからもう一度検討して考える必要があるのではないかと思った。質問の方だが、1点、再エネ推進新電力さんの災害時対応の部分で地域分散型を推進するという立場、ビジョンをお持ちだと思うが、地域における災害時の多様なあり方について方法などお考えでしたらお聞きしたい。

●委員コメント：

- ・色々なプレイヤーが自由化とともにこの市場に参入して創意工夫をやる中で、色々な問題が出てきた。非常に色々な多様な論点があるが、やはり、全面自由化の目的で大きく3つ挙げていたと思うが、そこをベースに、この外部環境の変化も踏まえて、整理していくことが必要かと思う。経過措置の話はいろいろ考えていく必要があるかと思った。小売電気料金の見せ方が消費者にやはりわかりにくくなっているのはそのとおり。
- ・複雑化していることは事実だと思うが、いかにわかりやすく需要サイドに伝えるか、小売事業者が色々な努力はされていると思うが、限界なのかなと意識をもった。政府サイドから何かわかりやすい、発信みたいなことが必要なかなと思った次第。
- ・エネチェンジ様のイギリスの例は、非常に興味深く拝聴した。イギリスと日本は違うので、そのまま使えるわけではないが、仮に日本が参考にする場合、注意点とかがあれば、後でコメントいただきたい。

●委員コメント：

- ・色々な重要な意見、指摘をいただいた。このような検証の機会だけでなく、本当に不断に聞かなけれ

ばいけないのではないかと思った。エネチェンジさんのご指摘はこの後の改革で大きなものと小規模なものでも、必ず対応しなければいけないこと、あるいは監視等委員会が常に監視を持たなければいけないことと受け止めた。

- ・経過措置料金に関する意見が相次いだ。今後議論していくときには必ず2つのことは区別して頭を整理していただきたい。まず1つ目は、そもそもこの経過措置料金規制は、低圧まで含めた全面自由化がなされる時に規制なき独占として、今までの制度よりも著しく不利になることを防ぐアンカーとしての機能を果たすことを考えたと思う。これについては今の経過措置料金が合理的かどうかは考える余地はある。とりわけ状況の変化によって、いろんなボラティリティが大きくなってきたときに、今までと同じ上限の規制が本当に合理的なのか、避けて通れない議論だと思うので、この点については考える余地はあるのだと思う。
- ・次に仮に撤廃しても、消費者にとっての最後の駆け込み先は、高圧・特別高圧でも準備されているような何らかの形を考えなければいけないと思うが、一方で電力難民という言葉が出てきたように、高圧・特別高圧の今の制度は、うまく機能していないことを認識したと思う。
- ・仮に現在の低圧の経過措置料金規制を撤廃したとしても、真似したものを作るのは論外だと思う。出口として仮に撤廃すると、切り替えていく姿を早めに示して、それで将来的には移っていくことを消費者に時間をかけて説明することが必要になってくると思う。したがって出口をどうするのかという議論において、経過措置料金規制を撤廃するなどはあまりにも乱暴なので、それについて十分に準備ができて、その上で本当に経過措置規制の具体性が降りてくると思う。この議論が遅れているのではないかと懸念。

●委員コメント：

- ・本日のテーマは、電力システム改革の1つの目玉である全面自由化に関わる部分ということで、大変重要なテーマ。事業者の事業機会を最大限与えることで、需要家の選択肢の数を増やす。内外無差別を確認するような、商品の規定した上で競争環境を担保する形で進めてきたと思う。ここでの需要家の役割はDRなどの形はあり得るが、基本的に調達においてはパッシブな立ち位置だったのではないかと思う。どの小売事業者も需要家も皆同じ条件で調達の機会が与えられる意味での公平性があったことだし、これを担保する側面は政策的な関与が強く、官製的な側面が非常に強く表れたという形で進めてきたと思う。
- ・各国で市場のダイナミズムがどこから生まれるかという、事業者が口を開けていれば、みんな同じ条件で調達機会が与えられるのではなくて、需要家が自らの需要のニーズに合わせて調達の工夫を行い、相対で取引条件を自ら作り込んでいく形の姿をつくっていくのではないか。自由化の努力次第で、相応のメリットが得られることがあって、初めて需要家側にも電力に関する知見がたまっていくことが電力システム改革の醍醐味であって、相対での自由な卸供給を作っていくことで、需要家側の交渉力をつけていくことが発電側の使用を抑えていく方法だと思う。そうしたものをしっかり作っていくことが今後の市場システム改革で必要ではないかと思う。
- ・最後、小さい点だが政策としてこうした場で議論、理論的に詰める側面が非常に強いので、名称など需要家にうまく議論が伝わらない点で今日ご指摘があった。経緯も踏まえた上で変えていくべきところは、この際、変えていくことは必要。

●委員コメント：

- ・感想2つとご質問2つ申し上げたい。1つは経過措置料金の部分でたくさんご意見があって、これから競争を歪めているのではと大きな話があったと思うが、ただ色々なお話を伺った中で、経過措置料金自体を撤廃してほしいというご意見ともう少し経過措置料金は置いておき、機動的に価格を反映できる措置を取ってほしいというご意見とあったと認識。これからの検証の中で2つを切り分けながらメリット、デメリット両方あると思うので深掘りしていくことが重要かなと思う。
- ・2点目は、東電EPが、説明義務が非常に長くなっていて、需要家が説明するとき非常に怒りになるのはたしか。一方で説明しなければいけないところと、マッチングしないところがあるかと思う。需要家保護は重要だが、需要家保護といってもいろいろあると思うので本当に聞いていても、単なる義務だけになっていることもある気がするので、本当にそれで伝わっているのかどうか、別の手段がないのかも含めてもう一度議論する必要もあると思う。
- ・質問だが、1つ目はエネチェンジ様の資料で29ページ目だったと思うが、英国で内外無差別が徹底してきている中で、小売部門から撤退した2社がある。内外無差別の徹底で発電分離が加速することはわかるが、そこから2社が小売部門から撤退したところのその因果関係について、もう少しご説明いただくと、今後の参考になるかなと思う。
- ・auの説明について、14ページ目だったと思うが、よくわからなかったが経過措置料金と自由料金が分かれていて、内外無差別に関しては別に経過措置料金だからとか、自由料金だからということは関係ないと理解しているが、経過措置料金は内外無差別が適用されないご説明だったがもう少し補足説明いただいた方がいいと思う。

●オブザーバーコメント：

- ・様々なサービスの紹介をいただき、サービスの多様化が進んでいることを実感。我々も小売事業者として自由化サービスの充実の必要性も改めて感じた次第。課題提起をいただいた項目について、我々は法人中心に電力小売事業を行っているが、特に小売事業者間での競争環境の話や、小売事業者と需要家との間での説明、コミュニケーションが課題。安定供給の確保における小売事業者が担うべき役割の観点からは、我々が持つ課題認識と同様であると感じた。その他パブコメの方にある観点で家庭や小口需要家のみならず、サービスであったり、電力を購入する事業者の選択肢が、業務用や産業用であったり、業種業態別に見ても十分広がっている点での検証や、安定供給確保における小売事業者の役割として、今般始まる小売事業者の容量確保拠出金のあり方負担方法も含めて、評価検証する必要があると感じる。
- ・この観点も踏まえて、エネチェンジ様に質問だが、資料の23ページ以降で、イギリスの例が示されていて、1つは内外無差別の徹底や発電小売の会計分離の徹底を通じた結果として、ビッグシックスのうち2社が撤退の背景や今後、日本にはおいて内外無差別の検証を進める上でこのイギリスの例も踏まえて留意する点などがあれば教えていただきたい。

○ゲストコメント：

- ・イギリスとの評価だが、必ずしも別にイギリスが全てだとは思っておらず、日本と事業環境が異なる

ことがいくつかある。昨今のウクライナの関係でイギリスにおいても、新電力の約半数が倒産をしたとのニュースが出ている。その理由としてはプライスカップという政府が主導で価格の上限を決めた結果、実質的に上回ってしまったことにより、多くの新電力の倒産が起こった。イギリスも日本に先駆けて導入されているが、十分に発電の投資が行われていないことで、容量市場の見直しも含めて議論されている。決してイギリスが完全という状況では全くなく日本と同じように常に日々見直していかないとはいえないことは変わらない。先ほどご紹介した EMR は 2008 年から 10 年かけてのレビュー内容は結果的にかなり参考になるところがあるという形でご紹介した。

- ・コメントいただいたところに関して、まさにイギリスの事例において日本で注意する点はいくつもある。状況が異なっており、例えばイギリスは経過措置も存在しないし、送配電がそもそも独立した会社になっている。そうした意味で日本と必ずしも一緒ではない。私からの推薦としては、EMR のレポートが出ており、しっかり読み込んだ上で、今回のレポートを作成しているが、中立的な目線で見ていただく必要があると思っているので、事務局で一読いただければと思う。
- ・会計分離及び発電分離は内外無差別の徹底により発電部門と小売部門の連携は原則してはいけないとルールが定められていき、結果として事業者としては発電部門と小売部門はシナジーがほとんどない事業部なのになぜ 2 つを持っているのかと会社としては株主から含めて、問われている。
- ・結果として、小売り部門が売却した SSE 社と小売部門をお互い統合したイーオンエヌパワー社は何をしたかという点、結果的に発電部門に注力をしている。今後、発電はまさに脱炭素において再エネの導入、さらに次世代の非脱炭素電源の開発において、様々な資本力の勝負になってくる中において、そこに資本を増強する必要がある。小売部門から撤退をし、その分を発電部門に注力していく。
- ・日本の電力会社にとっても本来、電力会社が人材や技術の面で優位性を持っているのは発電部門にあるので、発電部門において集中的な投資を行っていくために非コア部門である小売事業を売却した会社が 6 社中 2 社出てきている。

○ゲストコメント：

- ・主張した経過措置料金における上限のところに関して、多くの委員の方に課題認識していただきありがたい。私どものポジションはいきなり経過措置料金を撤廃と言う前に、まずこの上限のところを何か別の形で料金、燃料の市場コストが反映される仕組みも考えられるのではないかと思う。

○ゲストコメント：

- ・委員の先生から 2 点ご質問をいただいた。1 つ目は 9 ページの太陽光以外の電力を他社に供給してもらおう点で、いわゆる部分供給だと思い、弊社自身が太陽光の部分を提供したときに、残りの部分を誰が供給できるかという点。現状のガイドラインに照らすと当該エリアの旧一に供給していただく組み合わせに限られているのかなという認識を述べた。
- ・2 点目は容量市場のところ、こちらは新しい制度でもあり理解がまだ追いついていないところもあるかもしれないが 10 ページ目で、多くのコンビニ事業者は、供給力を自ら確保できていないのであれば、供給力を作ってくれる発電事業者費用を拠出する制度ではないかと理解。今回ご紹介したコーポレート PPA では、その供給力を自分たちで作ったと思うので、これが先ほどの制度拠出金を支払う理由に照らした時にどうなのかはしっくりきておらず、引き続き確認、理解を深めていきたい。

○ゲストコメント：

- ・言いたかったことは経過措置料金については、総括原価方式で、発販一体で算定がされており、また自由料金、新電力の電源コストと異なっていると認識。それ自体が競争環境に影響を与えているのではないかと競争観点での公平性・公正性が必要だと思う。

○ゲストコメント：

- ・ご質問頂いた点についてお答えしたい。新電力が災害時の対応に対しての何かメリットがあるのかは、再エネの分散電源の意味との切り分けは必要かと思うので、小売事業者として分散するのは、直接はメリットはないと思う。地域新電力は非常に需要家とのつながりを持っているというのが特徴であり、こういった災害対応においても、非常にこまめな対応ができる立ち位置にいると思う。今回のプレゼンにおいては、新電力もしっかり災害時の対応をやるべきだと考えており、場合によっては、義務化してはいいのではないかな。